



市 章

名護市公報

第515号

発 行 令和 8年10月15日

発行所 名護市
総務部総務課

——— 条 例 ———

- 名護市条例第19号(総務課)
名護市水道事業の設置等に関する条例及び
名護市下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の専決処分について

——— 規 則 ———

- 名護市規則第31号(消防本部総務課)
名護市防災研修センターの設置及び管理に
関する条例施行規則の一部を改正する規則
の公布について
- 名護市規則第32号(会計課)
名護市会計管理者の補助組織の設置及び事
務代理並びに市長の権限に属する事務の補
助執行に関する規則の一部を改正する規則
の公布について
- 名護市規則第33号(保育・幼稚園課)
名護市保育施設等の保育の利用に関する規
則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第34号(人事行政課)
名護市職員の条件付採用の期間の延長に関
する規則を全部改正する規則
- 名護市規則第35号(人事行政課)
名護市職員のハラスメントの防止等に関す
る規則の一部を改正する規則の公布及び同
規則の運用に関する協議書の締結について
- 名護市規則第36号(会計課)
名護市会計規則の一部を改正する規則の公
布について

——— 告 示 ———

- 名護市告示第158号(国民健康保険課)
令和 8 年度国民健康保険税納税通知書の公
示送達について
- 名護市告示第159号(市民課)
住所異動催告および催告期限通過後（令和
8 年 9 月16日）住民票の削除の告示につ

いて

- 名護市告示第160号(総務課)
令和 8 年第 2 2 4 回名護市議会定例会の招
集告示について
- 名護市告示第161号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について
- 名護市告示第162号(地域力推進課)
名護市コミュニティ基盤強化補助金交付要
綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第163号(市民課)
住所異動催告および催告期限通過後（令和
8 年10月14日）住民票の削除の告示に
ついて
- 名護市告示第164号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について
- 名護市告示第165号(介護長寿課)
名護市介護予防・日常生活支援総合事業事
業者の新規指定について
- 名護市告示第166号（財政課）
令和 8 年度名護市介護保険特別会計予算の
公表について（第 2 号補正）
- 名護市告示第167号（国民健康保険課）
督促状の公示送達について

——— 公 告 ———

- 名護市公告第53号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
（市道真川線道路改良工事）
- 名護市公告第54号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
（21世紀の森公園園路照明改修工事
（その2））
- 名護市公告第55号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
（市道名護58号線道路改良工事（R8））

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 名護市公告第56号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(三原福地線道路改良工事(その5))○ 名護市公告第57号(工事契約検査課)
市道真川線道路改良工事に係る入札参加申請書提出期限の変更について○ 名護市公告第58号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(21世紀の森公園武道機能拡充整備水道管移設工事)○ 名護市公告第59号(農業政策課)
地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)
) 変更案の公告・縦覧について
○ 名護市公告第60号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(久志地区農業用ダム施設更新工事(その4))○ 名護市公告第61号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(辺野古地区農業用ダム施設更新工事(その2))○ 名護市公告第62号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(21世紀の森球場バックネット改修工事)○ 名護市公告第63号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について
(21世紀の森公園園路照明改修工事(その2)) | |
|---|--|

専 決 処 分 書

名護市水道事業の設置等に関する条例及び名護市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分し、ここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市条例第 19 号

名護市水道事業の設置等に関する条例及び名護市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ～別紙

名護市水道事業の設置等に関する条例及び名護市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（名護市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 名護市水道事業の設置等に関する条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（名護市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 名護市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

名護市防災研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 14 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 31 号

名護市防災研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市防災研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名護市防災研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「使用日の5日前」を「使用する日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、自動券売機により発行された利用券の提出をもって申請に代えることができる。

第9条第2項中「減額」の次に「、又は使用料の徴収を免除」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、自動券売機により発行された免除券又は減額券の提示をもって申請に代えることができる。

第9条に次の1項を加える。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、第3項の規定により提出された免除券又は減額券の受領をもって、名護市防災研修センター使用料減免決定通知書の通知に代えることができる。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

様式第1号中

「

住所

団体名

代表者

使用責任者

印

連絡先

」

を

「

住所

団体名

代表者

使用責任者

連絡先

」

に改める。

様式第3号中

「

住所

団体名

代表者

使用責任者

印

連絡先

」

を

「

住所

団体名
代表者
使用責任者
連絡先

」

に改める。

様式第6号中

「

住所
団体名
代表者
使用責任者
連絡先

印

」

を

「

住所
団体名
代表者
使用責任者
連絡先

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の名護市防災研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により行われた手続その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助
執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 32 号

名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の
補助執行に関する規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

名護市会計管理者の補助組織の設置及び事務代理並びに市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成19年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 33 号

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

名護市保育施設等の保育の利用に関する規則（平成27年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中

「

G	同居人が障がい等を有する場合（基本指数の類型が⑤以外の場合に加算する）	11	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）、療育手帳A1・A2、障害基礎年金証書（1級）若しくは特別児童扶養手当証書の交付を受けている、又は要介護者（在宅）である場合	2
		12	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（3級以下）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳A1・A2、障害基礎年金証書（2級）又は特別児童扶養手当証書の交付を受けている場合	1
		13	上記以外で継続的な入院その他医療を必要とする教育保育給付認定子ども以外の児童の看護・介護を行っている場合	2

」

を
「

G	同居人が障がい等を有する場合（基本指数の類型が⑤以外の場合に加算する）	11	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）、療育手帳A1・A2、障害基礎年金証書（1級）若しくは特別児童扶養手当証書の交付を受けている、又は要介護者（在宅）である場合	2
		12	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（3級以下）、精神障害者保健福祉手帳（3級）、療育手帳A1・A2又は障害基礎年金証書（2級）の交付を受けている場合	1
		13	上記以外で継続的な入院その他医療を必要とする教育保	2

			育給付認定子ども以外の児童の看護・介護を行っている場合	
--	--	--	-----------------------------	--

に改め、同表第3項の表中

「

O	市外在住	31	保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市内に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	－35
		32	保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市外に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	－40
P	就労実態	33	親族が経営している事業等に就労し、配偶者控除又は扶養控除の対象となり、収入が確認できない場合	－5
Q	利用者負担額の滞納	34	納付期限経過分の利用者負担金（保育料）を滞納している場合で、利用者負担額の滞納分を市が児童手当から徴収することに承認の申出をしている場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。）	－5
		35	正当な理由がなく、納付期限経過分の利用者負担金を滞納している場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。） 基本減点（－5）とし、滞納1月分につき2点を減点（例）利用者負担金の滞納がある場合 $-5 + ((-2) \times \text{滞納月数})$：滞納月数が1か月分の場合は、－7の減算となる。 失業・雇災等やむを得ない事由によるとき、滞納返済が進んでいるとき（児童手当からの申入れ徴収等）等はこの限りでない。	－7
R	同居親族の保育必要性	36	保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内及び二世帯住宅を含む。）している場合（要件2に該当する	－5

			場合及び当該親族等の保育を必要とする証明書類を提出する場合を除く。)	
S	育児休業の延長	37	希望する施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	－110

を
「

O	市外在住	31	保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市内に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	－35
		32	保護者（要件24に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市外に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	－40
P	利用者負担額の滞納	33	納付期限経過分の利用者負担金（保育料）を滞納している場合で、利用者負担額の滞納分を市が児童手当から徴収することに承認の申出をしている場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。）	－5
		34	正当な理由がなく、納付期限経過分の利用者負担金を滞納している場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。） 基本減点（－5）とし、滞納1月分につき2点を減点 （例）利用者負担金の滞納がある場合 －5＋（（－2）×滞納月数）：滞納月数が1か月分の場合は、－7の減算となる。 失業・罹災等やむを得ない事由によるとき、滞納返済が進んでいるとき（児童手当からの申入れ徴収等）等はこの限りでない。	－7
Q	同居親族の保育必要性	35	保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内及び二世帯住宅を含む。）している場合（要件2に該当する	－5

			場合及び当該親族等の保育を必要とする証明書類を提出する場合を除く。)	
R	育児休業 の延長	36	希望する施設に入園できない場合は、育児休業の延長も 許容できる。	- 110

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の名護市保育施設等の保育の利用に関する規則の規定は、令和9年度の利用に係る申込みから適用し、令和8年度の利用に係る申込みについては、なお従前の例による。

名護市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市規則第 34 号

名護市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の全部を改正する規則 ～別紙

名護市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

名護市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和2年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

（条件付採用期間）

第2条 職員の採用は、その任命の日から起算して6月間を条件付とし、条件付採用の期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、職員の採用は正式のものとなる。

（条件付採用期間の延長）

第3条 任命権者は、職員の条件付採用期間について、条件付採用の職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間を延長することができる。ただし、条件付採用期間は、当該条件付採用期間の開始後1年を超えないものとする。

- (1) 条件付採用期間の開始後6月間において、病気等の理由により実際に勤務した日数が90日に満たない場合 その日数が90日に達するまでの期間
- (2) 正式採用となるための能力及び成績の実証又は判定が十分でないと認められる場合 6月以内の期間

（会計年度任用職員に係る条件付採用の期間等）

第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前2条の規定の適用については、第2条中「6月間」とあるのは「1月間」と、前条本文中「当該条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」と、同条第1号中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、同条第2号中「6月以内」とあるのは「1月以内」と、する。

（勤務実績の報告等）

第5条 条件付採用期間中の職員の所属長は、条件付採用の期間の終了前までにその者の勤務実績その他必要な事項について、条件付採用職員勤務実績報告書（様式第1号）により任命権者に報告しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の報告に基づき条件付採用期間の延長を適当と認めたときは、条件付採用期間の終了前にその措置を執らなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定により条件付採用期間を延長したときは、当該職員に対して条件付採用期間延長通知書（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 任命権者は、第1項の報告に基づき条件付採用期間中の職員について免職を適当と認めた場合は、条件付採用期間の終了前にその措置を執らなければならない。
- 5 任命権者は、前項の規定により免職となる職員に対し、免職通知書（様式第3号）を交付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

任命権者 殿

所属課名：

職 氏 名：

条件付採用職員勤務実績報告書

下記の職員について、名護市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則第5条第1項の規定により条件付採用期間中における勤務実績等を報告します。

記

1 対象職員

(1) 所属名：

(2) 職氏名：

(3) 条件付採用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

2 勤務実績及び不就業の状況（ 年 月 日現在）

(1) 不就業（病休・欠勤等）の有無： 有 ・ 無

(2) 不就業が有る場合

ア 実際の勤務日数（ 日）

イ 不就業の期間及び理由：

3 所属長評価（該当する記号に○をつけてください）

① 良好（正式採用として推薦する）

② 要見極め（勤務日数不足又は指導継続のため期間延長を要する）

③ 採用不適當（著しい勤務不良、指示違反、非違行為等により、正式採用の審査基準に達しない）

4 備考

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

所 属
職氏名

条件付採用期間延長通知書

条件付採用期間を下記の理由により 年 月 日まで延長したので、名護市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則第5条第3項の規定により通知する。

記

理由

（任命権者）

印

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（所属名）

（職氏名）

免職通知書

条件付採用期間の成績を不良と判断し、 年 月 日付けで免職することとしたので、名護市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則第5条第5項の規定により通知する。

記

理由

（任命権者）

印

名護市職員のハラスメントの防止等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 35 号

名護市職員のハラスメントの防止等に関する規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市職員のハラスメントの防止等に関する規則の一部を改正する規則

名護市職員のハラスメントの防止等に関する規則（令和 2 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号に次のように加える。

エ カスタマー・ハラスメント 職員が担当する行政サービス利用者等の言動が、当該言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境が害されることをいう。

第 3 条第 1 項第 4 号中「職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、当該行政サービスをめぐるそれまでの経緯やその場の状況により、その対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、当該言動を受ける職員の属する部署の業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするもの」を「カスタマー・ハラスメント」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（ハラスメント相談窓口）

第 7 条 ハラスメントに関する相談及び苦情（以下「相談等」という。）に対応するため、総務部人事行政課、教育委員会総務課及び消防本部総務課にハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口で相談等を受ける構成員（以下「相談員」という。）を置き、総務部人事行政課、教育委員会総務課及び消防本部総務課の職員をもってそれぞれ充てる。

3 職員が相談等を行おうとするときは、教育委員会の職員は教育委員会総務課、消防本部の職員は消防本部総務課、それ以外の職員は総務部人事行政課の相談員に対し申し出るものとする。

4 前項の規定にかかわらず、相談窓口の属する課においてハラスメントが発生している場合は、当該ハラスメントを受けている職員又はハラスメントが発生していると認識する職員は、他の窓口で申し出ることができる。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条の見出し中「苦情相談」を「相談等」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（相談等の処理）

第 8 条 相談員は、相談等に係る問題の事実関係の確認及び当該相談等に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、ハラスメント相談等記録簿（別記様式）に経過等を記録するとともに、次条第 1 項に基づき定められる指針に十分留意しなければならない。

2 相談窓口の属する課の長は、相談等の内容及び状況により、前項の規定による解決が困難であると認めるときは、第 10 条に規定するハラスメント対策委員会にその処理を依頼するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、相談等のうち、公務の円滑な執行に著しい支障を生じさせる悪質な事案については、名護市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成 15 年告示第 74 号）に定める不当要求行為等防止対策委員会にその処理を依頼

するものとする。

第9条の次に次の2条を加える。

(ハラスメント対策委員会)

第10条 相談等処理し、適正かつ公正な処理を図るため、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、名護支部長会議規程（平成5年訓令第15号）第3条に規定するもののうちから市長及び政策調整官を除くものをもって組織する。

3 委員会に委員長を置くものとし、委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員会に副委員長を置くものとし、総務部長をもって充てる。

5 第2項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める職員を指名し、委員に加えることができる。

6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

9 委員は、自己に関する事案に係る会議に、委員として出席することができない。

10 委員長は、相談等に対応したときは、速やかにその結果を任命権者に報告しなければならない。

11 委員会の庶務は、事案を所管する相談窓口担当課において処理し、総務部人事行政課において記録を管理する。

(プライバシーの保護等)

第11条 相談等の処理に関与した職員は、関係職員のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係職員が不利益を被らないように留意しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第8条関係）

ハラスメント相談記録簿

相談日	年 月 日 時 分から 時 分まで			
相談員	氏名		所属	
相談員	氏名		所属	
相談方法	対面・電話・その他（ ）			
相談者	氏名		所属	
	立場	（ ）被害者 （ ）行為者と指摘された者 （ ）第三者 （ ）相談を受けた監督者等 （ ）その他（ ）		
当事者	氏名	（被害者）	所属	
	氏名	（加害者とされる者）	所属	
相談内容 ※ハラスメントの種類（ ） いつ（期間）・どこで・誰が・何を・どのように				
対応状況（事実関係・相談員の意見等）				
備考				

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

名護市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 6 日

名護市長

渡具知

武豊



名護市規則第 36 号

名護市会計規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市会計規則の一部を改正する規則

名護市会計規則（平成10年規則第2号）の一部を次のように改める。

第68条の2中「会計管理者は、」の次に「国若しくは地方公共団体に対する支出又は」を加え、「水道料金又は電気通信役務」を「水道料金若しくは電気通信役務」に改め、「基づく料金」の次に「その他会計管理者が必要と認める支出」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 示 送 達 書

下記書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付する。

令和8年9月11日

名護市長 渡具知 武豊



計9名

送達すべき書類			送達を受けるべき者の氏名
名 称	年 度	期 別	
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期	ROSSNER NOE
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期	NYERGES NORBERT
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期～第8期	玉城 裕也
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期～第8期	入高島 勝
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期～第8期	福富 敦
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期～第8期	松田 貴樹
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期～第8期	高橋 秀人
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期～第8期	北野 勇樹
国民健康保険税 納税通知書	令和8	第3期～第8期	松田 翔

(地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。)

名護市告示第159号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和8年9月11日に消除したが、本人に通知することが困難なため、住民基本台帳法施行令第12条第4項後段の規定により告示する。

令和8年9月11日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	比嘉 康隆	昭和31年 9 月23日	字屋部342番地 1 比嘉アパート102号

名護市告示第160号

令和8年第224回名護市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年9月18日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和8年9月28日

2 場 所 名護市議会議事堂

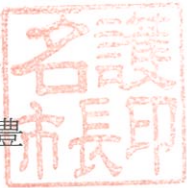
公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年9月18日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 額			納 税 義 務 者
		税 目	年 度	期 別	
1331779	督促状	国民健康保険税	令和8年度	第2期	SURAVAN PUMERAT
1377418	督促状	国民健康保険税	令和8年度	第2期	時永 広頭

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示 第162号

名護市コミュニティ基盤強化補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年9月24日

名護市長 渡具知 武豊



名護市コミュニティ基盤強化補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市コミュニティ基盤強化補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 名護市コミュニティ基盤強化補助金交付要綱（平成30年告示第177号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
第1条 略 （用語の定義） 第2条 この要綱において行政区とは、市域内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体で<u>別表第1</u>に掲げるものをいう。 （補助対象者） 第3条 補助金の交付対象となる者は、歳入決算額の直近5年平均額が700万円を超えない行政区（以下「対象区」という。）とする。 2 前項の歳入決算額は、次の各号に該当する額を控除することができる。 (1) 名護市コミュニティ基盤強化補助金 (2) 名護市自治公民館等大規模修繕事業補助金 (削除) <u>(3) 名護市クラウドファンディング事業補助金</u> <u>(4) 名護市街灯設置補助金及び街灯電気使用料補助金</u> <u>(5) 赤十字、赤い羽根募金及び緑の羽根の募金等額</u> <u>(6) その他市長が特に必要と認める補助金等</u> 第4条 略 （補助額） 第5条 補助額は、700万円から対象区の歳入決算額の直近5年平均額を引いた額（以下「差引額」という。）の4分の3の額と、<u>次の各号により算定した額の合計額とのうち</u>、低い額とする。 <u>(1) 対象区の世帯数の直近5年間の平均値に応じ、別表第2に定める</u>	第1条 略 （用語の定義） 第2条 この要綱において行政区とは、市域内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体で<u>別表</u>に掲げるものをいう。 （補助対象者） 第3条 補助金の交付対象となる者は、歳入決算額の直近5年平均額が700万円を超えない行政区（以下「対象区」という。）とする。 2 前項の歳入決算額は、次の各号に該当する額を控除することができる。 (1) 名護市コミュニティ基盤強化補助金 (2) 名護市自治公民館等大規模修繕事業補助金 <u>(3) 名護市地域提案事業補助金</u> <u>(4) 名護市クラウドファンディング事業補助金</u> <u>(5) 名護市街灯設置補助金及び街灯電気使用料補助金</u> <u>(6) 赤十字、赤い羽根募金及び緑の羽根の募金等額</u> <u>(7) その他市長が特に必要と認める補助金等</u> 第4条 略 （補助額） 第5条 補助額は、700万円から対象区の歳入決算額の直近5年平均額を引いた額（以下「差引額」という。）の4分の3の額と<u>全対象区の差引額総額に対する対象区差引額の占める率を予算額に乗じた額のうち</u>、低い額とする。 (新設)

額

(2) 対象区の直近5年間における区費収入額の合計額を、同期間における歳入決算額から第3条第2項各号に掲げる額を控除した額の合計額で除して得た割合に応じ、別表第3に定める額

(3) 当該年度の市歳出予算額から、前2号により算定した額の合計額及び別表第4に定める額を控除した額に、市内全ての対象区の差引額の総額に対する当該対象区の差引額を除して得た割合を乗じて得た額

(4) 対象区の前3号により算定した額の合計額が前年度の補助金の額を下回る場合は、当該対象区の前年度の補助金の額を下回った額を前年度の補助金の額を下回る市内の全ての対象区の前年度の補助金の額を下回った額の合計額で除して得た割合に別表第4に定める額を乗じて得た額

2 前項の規定による補助額を算定後に、市歳出予算額に残額が生じた場合は、前項に規定する上限額に満たない対象区に対し、当該残額に市内全ての対象区の差引額の総額に対する当該対象区の差引額を除して得た割合を乗じて得た額を再配分することができる。ただし、再配分は1回に限るものとする。

3 前2項の規定により算定した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条～第13条 略

別表第1 (第2条関係)

区域別	区の名称						
名護地区	喜瀬区	幸喜区	許田区	数久田区	世富慶区	東江区	城區 港區 大東區 大中区 大西区 大南区 大北区 宮里區 為又區
羽地地区	源河区	稲嶺区	真喜屋区	仲尾次区	川上区	田井	

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条～第13条 略

別表 (第2条関係)

区域別	区の名称						
名護地区	喜瀬区	幸喜区	許田区	数久田区	世富慶区	東江区	城區 港區 大東區 大中区 大西区 大南区 大北区 宮里區 為又區
羽地地区	源河区	稲嶺区	真喜屋区	仲尾次区	川上区	田井	

	等区 親川区 仲尾区 振慶名区 山田区 伊差川区 我部祖河区 古我知区 内原区 呉我区
久志地区	久志区 豊原区 辺野古区 二見区 大川区 大浦区 瀬嵩区 汀間区 三原区 安部区 嘉陽区 底仁屋 区 天仁屋区
屋部地区	屋部区 宇茂佐区 中山区 旭川区 勝山区 山入端 区 安和区
屋我地地 区	饒平名区 我部区 運天原区 済井出区 屋我区

別表第2（第5条関係）

<u>世帯数の直近5年間の平均</u>	<u>基本算定額</u>
<u>200世帯未満</u>	<u>120,000円</u>
<u>200世帯以上700世帯未満</u>	<u>240,000円</u>
<u>700世帯以上</u>	<u>360,000円</u>

別表第3（第5条関係）

<u>区費の割合</u>	<u>加算額</u>
<u>10%未満</u>	<u>0円</u>
<u>10%以上20%未満</u>	<u>60,000円</u>
<u>20%以上30%未満</u>	<u>120,000円</u>
<u>30%以上40%未満</u>	<u>180,000円</u>
<u>40%以上50%未満</u>	<u>240,000円</u>
<u>50%以上</u>	<u>300,000円</u>

※「区費の割合」は、直近5年間における区費収入額の合計額を、同期間における歳入決算額から第3条第2項各号に掲げる額を控除した額の合計額

別表第4（第5条関係）

	等区 親川区 仲尾区 振慶名区 山田区 伊差川区 我部祖河区 古我知区 内原区 呉我区
久志地区	久志区 豊原区 辺野古区 二見区 大川区 大浦区 瀬嵩区 汀間区 三原区 安部区 嘉陽区 底仁屋 区 天仁屋区
屋部地区	屋部区 宇茂佐区 中山区 旭川区 勝山区 山入端 区 安和区
屋我地地 区	饒平名区 我部区 運天原区 済井出区 屋我区

<u>年度</u>	<u>激変緩和に充てる額</u>
<u>令和 8 年度</u>	<u>500,000 円</u>
<u>令和 9 年度</u>	<u>400,000 円</u>
<u>令和 10 年度</u>	<u>300,000 円</u>
<u>令和 11 年度</u>	<u>200,000 円</u>
<u>令和 12 年度</u>	<u>100,000 円</u>
<u>令和 13 年度以降</u>	<u>0 円</u>

備 考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第/63号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和8年9月25日に消除したが、本人に通知することが困難なため、住民基本台帳法施行令第12条第4項後段の規定により告示する。

令和8年9月25日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	宮口 正勝	昭和20年4月5日	宇茂佐の森二丁目20番地4 CASAROSA105号

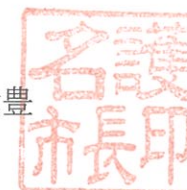
公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年9月28日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 額			納 税 義 務 者
		税 目	年 度	期 別	
372082	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第5～7期	仲村 薫

名護市告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項本文に規定する
第一号事業の指定事業者の指定について、同法第115条の45の5の規定に基づき、
次のとおり指定する。

令和8年9月28日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	合同会社安来
主たる事務所の所在地	沖縄県名護市大南二丁目8番3号
代表者の氏名及び職名	代表社員 上原 良平
事業所の名称	ヘルパーステーション たあみ
事業所の所在地	沖縄県名護市大南二丁目8番3号
介護保険事業所番号	4770901256
指定年月日	令和8年10月1日
指定の有効期間	令和8年10月1日 ～ 令和14年9月30日
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業 (旧介護予防訪問介護相当サービス)

名護市告示第 166 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和8年9月29日招集の第224回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年9月29日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和8年度 名護市介護保険特別会計補正予算(第2号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

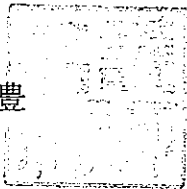
公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年10月6日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 額			納 税 義 務 者
		税 目	年 度	期 別	
1122401	督促状	国民健康保険税	令和8年度	第1期	福地 拓也

令和 8 年 9 月 16 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	市道真川線道路改良工事
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安和 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年1月6日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和8年10月7日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	9,702,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年9月28日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月1日（木）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月2日（金）
15	指名通知日	令和8年9月30日（水）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級及びB級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年10月7日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者となり得る国家資格取得者（1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工技士または技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事C級未受注業者に対し令和8年9月1日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事C級全業者（受注済含む）及び土木一式工事B級全業者（受注済含む）を対象として再度公告する。
本案件を土木一式工事B級業者が受注しても、土木一式工事の落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年9月28日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年9月30日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 54 号

令和 8 年 9 月 18 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園園路照明改修工事（その2）
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	園路照明改修工事 一式
6	入札日時	令和8年10月13日（火）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	25,784,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年9月30日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月5日（月）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月6日（火）
15	指名通知日	令和8年10月2日（金）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年10月13日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者 又は 主任技術者となり得る国家資格取得者（1,2級電気工事施工管理技師又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年9月30日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月2日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

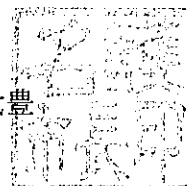
名護市公告第 55 号

令和 8 年 9 月 25 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	市道名護58号線道路改良工事（R8）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 東江 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月9日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和8年10月15日（木）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	28,039,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年10月5日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月8日（木）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月9日（金）
15	指名通知日	令和8年10月7日（水）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級又はA級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年10月15日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技師、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事B級未受注業者に対し令和8年8月21日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。
前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事B級全業者（受注済含む）及び土木一式工事A級全業者（受注済含む）を対象として再度公告する。本案件を土木一式工事A級業者が受注しても、土木一式工事の落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月5日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月7日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っている判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 56 号

令和 8 年 9 月 25 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	三原福地線道路改良工事（その5）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 三原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年1月29日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和8年10月14日（水）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	9,823,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年10月5日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月8日（木）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月8日（木）
15	指名通知日	令和8年10月7日（水）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年10月14日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月5日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月7日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

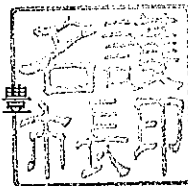
名護市公告第 57 号

令和 8 年 9 月 25 日

名護市公募型指名競争入札参加申請書提出期限の変更について

令和 8 年 9 月 16 日付け名護市公告第 53 号で公告を行った下記の公募型指名競争入札について、申請書提出期限を変更するので、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1. 入札参加申請書提出期限を変更する案件

公告日 : 令和 8 年 9 月 16 日
公告番号 : 名護市公告第 53 号
工事名 : 市道真川線道路改良工事

2. 変更後の申請書提出期限

変更前) 令和 8 年 9 月 28 日 (月) 正午

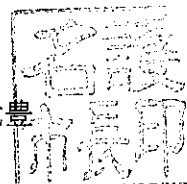
変更後) 令和 8 年 9 月 30 日 (水) 正午

令和 8 年 9 月 29 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園武道機能拡充整備水道管移設工事
2	工事の種類	水道施設工事
3	施工場所	名護市 大南 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	配水管移設工事 一式
6	入札日時	令和8年10月15日（木）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	37,356,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年10月6日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月9日（金）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月9日（金）
15	指名通知日	令和8年10月8日（木）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：文化スポーツ振興課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の水道施設工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年10月15日の入札日までの間）に本市発注の水道施設工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の水道施設工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法における、監理技術者、または、主任技術者となり得る国家資格取得者（1級土木工事施工管理技士・技士補（実務経験3年以上）、2級土木施工管理技士・技士補（実務経験5年以上））又は、技術士（上下水道部門）（総合技術監理部門）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 名護市指定給水装置工事事業者を対象とする。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月6日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月8日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

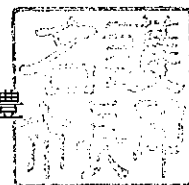
入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 59 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案を作成したので、公告・縦覧する。

令和 8 年 9 月 30 日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案を作成した地区
（15）安和・山入端

2. 縦覧場所
名護市ホームページ

3. 縦覧期間
令和 8 年 10 月 5 日～令和 8 年 10 月 19 日 17 時 15 分

4. 意見の申し立て
各計画案に対する意見については、意見書を名護市農業政策課に提出してください。
なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了日までとし、対象期間外及び電話や口頭による意見受付はできません。

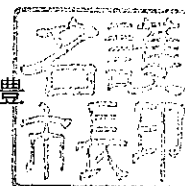
名護市公告第 60 号

令和 8 年 10 月 2 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	久志地区農業用ダム施設更新工事（その4）
2	工事の種類	機械器具設置工事
3	施工場所	名護市字 久志 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	ダム施設更新工事 一式
6	入札日時	令和8年10月28日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	117,095,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年10月9日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月20日（火）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月21日（水）
15	指名通知日	令和8年10月14日（水）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の機械器具設置工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年10月28日の入札日までの間）に本市発注の機械器具設置工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の機械器具設置工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく機械器具設置工事の監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等取得者（1級建築・電気・管工事施工管理技士・技士補（各資格取得後、機械器具設置工事の実務経験3年以上を有する者）、2級建築・電気・管工事施工管理技士・技士補（各資格取得後、機械器具設置工事の実務経験5年以上を有する者）、監理技術者（機械器具設置工事業の監理技術者資格）、技術士（機械部門）・（総合技術監理部門（選択科目を「機械」とするものに限る。））、登録計装基幹技能者等）、若しくは、建設業法に定める機械器具設置工事の実務経験を有する者」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月9日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月14日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

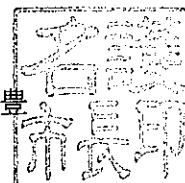
名護市公告第 61 号

令和 8 年 10 月 2 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	辺野古地区農業用ダム施設更新工事（その2）
2	工事の種類	機械器具設置工事
3	施工場所	名護市字 辺野古 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	ダム施設更新工事 一式
6	入札日時	令和8年10月28日（水）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	53,097,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年10月9日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月20日（火）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月21日（水）
15	指名通知日	令和8年10月14日（水）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の機械器具設置工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年10月28日の入札日までの間）に本市発注の機械器具設置工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の機械器具設置工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく機械器具設置工事の監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等取得者（1級建築・電気・管工事施工管理技士・技士補（各資格取得後、機械器具設置工事の実務経験3年以上を有する者）、2級建築・電気・管工事施工管理技士・技士補（各資格取得後、機械器具設置工事の実務経験5年以上を有する者）、監理技術者（機械器具設置工事業の監理技術者資格）、技術士（機械部門）・（総合技術監理部門（選択科目を「機械」）とするものに限る。）、登録計装基幹技能者等）、若しくは、建設業法に定める機械器具設置工事の実務経験を有する者」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月9日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月14日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

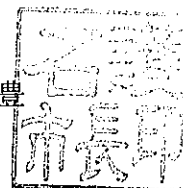
名護市公告第 62 号

令和 8 年 10 月 5 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森球場バックネット改修工事
2	工事の種類	造園工事
3	施工場所	名護市 宮里、港 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	改修工事 一式
6	入札日時	令和8年10月22日（木）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	20,185,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年10月13日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月16日（金）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月19日（月）
15	指名通知日	令和8年10月15日（木）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の造園工事に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年10月22日の入札日までの間）に本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級造園施工管理技士、技術士または職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は造園工事未受注業者に対し令和8年8月20日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて造園工事全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月13日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月15日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

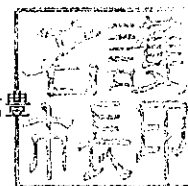
名護市公告第 63 号

令和 8 年 10 月 7 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園園路照明改修工事（その2）
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	園路照明改修工事 一式
6	入札日時	令和8年10月26日（月）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	25,773,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年10月15日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年10月20日（火）正午
14	質問に対する回答	令和8年10月21日（水）
15	指名通知日	令和8年10月19日（月）
16	電子契約	対象とする。 ※電子契約にて契約締結を希望される場合は、落札後に電子契約利用申請書をご提出ください。
17	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
18	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和8年4月1日から令和8年10月26日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者 又は 主任技術者となり得る国家資格取得者（1,2級電気工事施工管理技師又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は電気工事A級未受注業者に対し令和8年9月18日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて電気工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月15日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年10月19日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。